



市民意見公募制度（パブリックコメント）意見募集

●山陽小野田市空家等対策計画（第2期）改定（案）

改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「改正法」という）は、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除去等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適正な管理を確保し、空家等対策を総合的に強化するものです。改正法では、市が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定め、区域内で「経済的社会的活動の促進のために誘導する用途」としての活用を空家等の所有者に働きかけること等ができるようになりました。本市では現在「空家等活用促進区域」の設定を計画しており、その内容を踏まえた「山陽小野田市空家等対策計画改定（案）」を作成しました。

◎意見を提出できる人

市内在住、市内に事務所（事業所）を有する個人・法人・団体または市内在勤・在学の人

◎意見の提出期限・方法

3月4日（火）（必着）までに任意の用紙に住所、氏名を記入し、郵送または窓口（FAX、E-mailでも可）

◎閲覧場所

生活安全課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所

※市ホームページで閲覧することもできます。



【市HP】

◎意見等の公表

いただいた意見は内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみの意見、内容に合致しない意見、住所・氏名等を記していない意見等は公表しません。なお、類似の意見はまとめて公表することがあります。

※提出された意見に対する個別の回答はしません。

☎・☎〒756-8601 山陽小野田市役所 生活安全課（☎82-1133 FAX83-2604）

●第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画（案）

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための基本的な指針として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画を策定することとしています。

◎意見を提出できる人

市内在住、市内に事務所（事業所）を有する個人・法人・団体または市内在勤・在学の人

◎意見の提出期間・方法

2月17日（月）～3月17日（月）（必着）に任意の用紙に住所、氏名を記入し、郵送または窓口（FAX、E-mailでも可）

◎閲覧場所

子育て支援課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所

※市ホームページで閲覧することもできます。

◎意見等の公表

いただいた意見は内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみの意見、内容に合致しない意見、住所・氏名等を記していない意見等は公表しません。なお、類似の意見はまとめて公表することがあります。

※提出された意見に対する個別の回答はしません。

☎・☎〒756-8601 山陽小野田市役所 子育て支援課（☎82-1175 FAX82-1240）

子育て支援課（☎82-1175）
生活安全課（☎82-1133）